

月次総会議事録

令和6年（第5回）加古川市農業委員会月次総会

令和6年5月24日（金）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 真究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席

4 道清 真有子	8 前田 祥道	16 佐伯 真究
----------	---------	----------

事務局

局長	桑山 隆	農政企画担当副課長	穴田 順一
農地係長	池田 健司	主査	橋本 英
主事	栗田 朱夏		

農林水産課

農政係	主事	河野 友博	事務員	甲斐 彩香
-----	----	-------	-----	-------

現地調査（西地区）

5月20日（月） 午前9時から

馬田会長、丸山農政委員長、都倉正委員、堀江委員 事務局4名

現地調査（東地区）

5月20日（月） 午後1時15分から

馬田会長、丸山農政委員長、橋本委員、藤原委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1 時 30 分

議長 ただ今より、令和 6 年第 5 回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18 名
委員現在数 18 名
本日の出席委員数 15 名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、11 番 岡本 善四郎 委員、12 番 庄司 学 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第 43 号を議題といたします。
議案第 43 号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書 1 ページ及び審議参考資料 1 ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第 3 条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

1 八幡町宗佐 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

2 八幡町上西条 []、[] 平米 外 1 筆、計 [] 平米。
[] さんから、[] さんへ。新設農家。

3 東神吉町神吉 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

4 西神吉町西村 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

5 志方町細工所 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

議案書 2 ページをご覧ください。

6 志方町細工所 []、[] 平米 外 2 筆、計 [] 平米。[]
[] さんから、[] さんへ。

7 志方町東中 []、[] 平米。[] さんから、[]
[] さんへ。

8 志方町西飯坂 []、[] 平米。[] さんから、[]
[] さんへ。

9 志方町西中 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

議案書 3 ページをご覧ください。

10 志方町西中 []、[] 平米。[] さんから、[]
[] さんへ。

11 志方町横大路 []、[] 平米 外 3 筆、計 []
平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

12 志方町横大路 []、[] 平米 外 1 筆、計 []
平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。なお、2 番、3 番、4 番、11 番、12 番の案件については新設農家となっています。11 番、12 番については新設農家にかかる聞き取り調査を実施しておりますが、2 番、3 番、4 番については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新設農家にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 1～3 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。
まず、11 番の案件についてお願いします。

堀江委員 議席番号 1 番 堀江です。5 月 20 日月曜日 午前 11 時 25 分より、馬田会長、丸山農政委員長、都倉正委員と私、事務局 3 名の合計 7 名で、議案第 43 号 11 番の譲受人である [] さん出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

[] さんは、元々高砂市にお住まいでしたが、定年退職後から昨年までの 15 年ほど、九州の実家へ戻り、そちらで水稻や野菜、椎茸などを栽培されていきました。この度高砂市に帰って来られ、引き続き農業に取り組まれたいと、今回の申請に至ったそうです。

現在、横大路地域で営農組合員として日々農作業に従事されており、いちじくの栽培についても営農の方に教わりながら準備を進めているとのこと
です。販売先については、志方いちじく部会に加入され、市場出荷を予定し
ておられます。

農業経験は十分ですが、ヒアリングの中で、地域ごとの決まりなどこれま
での経験と異なる部分もあるというお話があったため、農会への所属や水入
れのルールなどを、今後も地域の方に確認しながら、取り組んでいってほし
いとお伝えしました。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと
思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続いて、12番の案件についてお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。5月16日木曜日 午後2時40分より、馬田
会長、丸山農政委員長と私、事務局3名の合計6名で、議案第43号12番
の譲受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒ
アリングを行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは、現在志方いちじく部会に加入されており、昨年、部会員の方
の農地で研修を受け、収穫等の作業を実際にされたそうです。トラクターで
の農作業の経験もあり、申請地取得後は、1反あたり80本のいちじくを定
植され、収穫時期等には臨時雇用もしながら農業経営に取り組まれる予定で
す。販売については、いちじく部会を通じての市場出荷をメインに予定され
ています。

今回の就農にあたっては市の給付金等を申請し、防鳥ネットを張るなどの
整備も進めていき、また、今後の計画として、数年後には小麦栽培も予定さ
れており、農地を集積したり、農機具を揃えたりしているところだと伺いま
した。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと
思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わ
りました。

議案第43号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第43号について、許可することに決定
して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第43号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第44号を議題といたします。

議案第44号の7件については、4月11日から5月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第45号を議題といたします。

議案第45号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町神野■■■■、■■■■平米 外4筆、計■■■■平米。■■■■さん。太陽光発電設備用地。

2 志方町細工所■■■■、■■■■平米。■■■■さん。道路。始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年5月20日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、藤原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第45号の1番。申請の土地の位置は神野の東、4か所に分かれていますので、順番に報告いたします。まず■■■■について、現況は休耕田。

申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が水路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。次に■■■■■について、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が畑、西が道路、南が水路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。次に■■■■■及び■■■■■について、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が水路・道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。次に■■■■■について、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が水路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年5月20日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、堀江委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第45号の2番。申請の土地の位置は細工所の東、現況は道路。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が水路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第45号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第45号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第45号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第46号を議題といたします。
議案第46号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農

業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町福留■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■合同会社へ。太陽光発電設備用地。地上権設定。

2 平荘町神木■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。建築許可申請併願。

3 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。■■■■さん 外2名から、■■■■さんへ。賃貸露天駐車場用地。

議案書9ページをご覧ください。

4 志方町廣尾■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。露天資材置場用地。

5 志方町成井■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。■■■■については■■■■平米の内■■■■平米。■■■■については■■■■平米の内■■■■平米。使用貸借権設定。建築許可申請併願。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年5月20日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、藤原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第46号の1番。申請の土地の位置は福留の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が雑種地、南が水路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年5月20日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、堀江委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第46号の2番。申請の土地の位置は神木の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第46号の3番。申請の土地の位置は神吉の北西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第46号の4番。申請の土地の位置は廣尾の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が田、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、安本推進委員でした。

次に、議案第46号の5番。申請の土地の位置は成井の北、現況は畑作あと。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が道路、南が分筆畑、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第46号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第46号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第46号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第47号を議題といたします。

議案第47号の7件については、4月11日から5月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第48号を議題といたします。

議案第48号の14件については、4月11日から5月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第49号を議題といたします。
議案第49号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第49号 非農地証明願承認のこと。

1 八幡町下村■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和63年3月27日以前。

2 八幡町下村■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和51年頃。

3 西神吉町大国■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和45年12月頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年5月20日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、橋本委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第49号の1番。申請の土地の位置は下村の中。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われれます。

次に、議案第49号の2番。申請の土地の位置は下村の中。申請地の状況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われれます。以上2件、地元立会委員は、前田委員、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年5月20日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、堀江委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第49号の3番。申請の土地の位置は大国の西。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第49号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第49号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第49号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第50号を議題といたします。

議案第50号の7件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第51号を議題といたします。

議案第51号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員

会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書22ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数 7戸。農地の中間的受け皿となる者の数 1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数3戸。筆数10筆、面積8,947平米です。

続きまして、23ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書24ページ・25ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料8ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第51号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、この件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第51号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後1時59分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年5月24日

署名委員（11番）

署名委員（12番）